

令和7年度における独立行政法人情報処理推進機構の中小企業者に関する契約の方針

令和7年5月

独立行政法人情報処理推進機構

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和7年4月22日閣議決定。以下「閣議決定」という。）に即して、令和7年度における中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

令和7年度の当機構における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額の比率が、令和5年度までの実績を基に算出した21.6%、金額が約1,305百万円を上回ることを目標とし、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、前年度までの実績を上回るよう努め、引き続き3%以上を目指し、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

- (1) 入札情報について、ホームページへの公示に加え、メールマガジン等の広報媒体を活用するなど、機構からの情報発信する仕組みを継続する。
- (2) 年間発注予定表を策定し、ホームページへ掲載することによって、予見可能性を持たせ、中小企業・小規模事業者の競争参加者の拡大を図る。

2 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

- (1) 中小企業・小規模事業者が参加できるよう、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、早期の発注等の取組により平準化を図り、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するものとし、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。また、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号）第33条に基づく貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和7年農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号。以下「物流効率化基本方針」という。）を踏まえ、自らが施設の管理者となる場合や物品の運送を伴う役務、物品の買入れ等に係る発注を行う場合には、当該施設の利用や当該物品の配送を行うトラックドライバーの運送・荷役等の効率化等に資するよう、余裕を持った納品期限の提示、納入単位・回数の集約、混雑時間を回避した配送日時指定、貨物集配中の車両が駐車できるスペースの確保、再配達の削減をはじめとする措置を率先して講ずるよう努めるものとする。

- (2) 中小企業・小規模事業者が余裕をもって計画的に参加できるよう、仕様の内容に応じた適切な公示期間を設けることに加え、質問の受付対応や必要に応じてオンラインによる説明会を実施し、入札までの期間を十分に確保する。

3 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、受注機会の増大に努めるものとする。

4 中小石油販売業者に対する配慮

- (1) 石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、②及び④に留意するとともに、例えば①及び③のような取組により、当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

① 一般競争により調達する場合には、災害時の燃料供給協定を締結していること、国等又は地方公共団体の管内に燃料供給拠点を有すること等、適切な地域要件の設定を行うこと。

② 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができることと認められ、当該石油組合との契約が管内の燃料供給拠点の維持に必要な場合には、調達を費用対効果において優れたものとする等と十分に検討しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

- ③ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、十分必要な検討を行ったうえで、極力分離・分割発注を行うこと。
- ④ 燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

5 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- (1) 人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項を予め契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- (2) 契約後において、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

6 原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

物件及び役務の契約について、契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。

また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。

上記対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房及び公正取引委員会策定。以下「労務費の指針」という。）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

また、価格交渉において、複数年度にわたる物件及び役務の契約は、「労務費の指針」を参考にして発注者として努めることとする。さらに、価格交渉の際には、直接の契約先だけでなく、再委託先を含めて適切に請負代金を設定するよう配慮することとする。

7 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関する適切な対応

競争入札において、適格請求書発行事業者でないことのみをもって、競争入札に参加させないこととするような資格を定めることは適当ではないことに留意するものとする。

8 ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の実進を図るため、適切な対策を講ずるものとし、役務等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の実進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するものとする。

低入札価格調査を行うに際しては、入札価格の内訳書における人件費、原材料費、エネルギーコスト等について、実勢価格に沿った単価になっているかを確認する。また、業務に必要な工数が適切に計上されているかを確認するものとする。

9 新規中小企業者の受注機会増大に向けた契約実績の把握

新規中小企業者の受注機会を増大させるため、官公需総実績額に占める新規中小企業者向け契約実績額の比率に応じて、以下の内容について取りまとめ、中小企業庁に通知するものとする。

- (1) 官公需総実績額に占める契約比率が3%以上の場合の具体的な事例
- (2) 官公需総実績額に占める契約比率が3%未満の場合の改善策の検討結果

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

新規中小企業者及び組合の受注機会の増大を図るため、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 過去の実績を過度に求めない運用の実進

- (1) 類似の契約で新規中小企業者との契約実績のある契約がある場合には、新規中小企業者の参入を妨げることがないように特に留意して、仕様内容等を定めるものとする。
- (2) 役務等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、仕様及び評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

2 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合は、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

3 「調達ポータル」の活用による調達の推進

少額の随意契約による場合、契約の内容等を踏まえ、見積先が固定化しないよう「調達ポータル」の情報等を利用し、新規中小企業者からも見積書を取得するよう努め、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。また、オープンカウンター方式により物件等の契約の見積り合わせを実施する場合には、公示及び見積書の提出に際しては、ホームページ等を通じて行うとともに、電子メール等を活用するなど電子的手段の利用に努めるものとする。

4 官公需適格組合の活用の促進

官公需適格組合制度に関し、活用事例を紹介しつつ、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等、調達担当課に対して一層の周知に努めるものとする。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の推進体制

中小企業者の受注機会の増大のため、当機構に推進本部を設置する。推進体制は、別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当課に対し改善策を指示する。

また、本方針に記載された事項の確実な実施を図るため、各調達担当課の契約担当者をはじめとする関係の職員に対し、年2回以上周知を行うなどして確実に認識を共有できるよう努める。

2 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

3 本方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

(別紙)

推進本部

本部長	理事（バックオフィス担当）	
本部長	総務企画部	部長
〃	人事部	部長
〃	財務部	部長
〃	デジタル改革推進部	部長
〃	国際・産業調査部	部長
〃	戦略コミュニケーション部	部長
〃	デジタルアーキテクチャ・デザインセンター	センター長
〃	デジタルアーキテクチャ・デザインセンター アーキテク チャ戦略企画部	部長
〃	デジタル基盤センター	センター長
〃	デジタル基盤センター 企画部	部長
〃	デジタル人材センター	センター長
〃	デジタル人材センター 企画部	部長
〃	セキュリティセンター	センター長
〃	セキュリティセンター 企画部	部長
〃	産業サイバーセキュリティセンター	センター長
〃	産業サイバーセキュリティセンター 企画部	部長
〃	AIセーフティ・インスティテュート	所長

（事務局 財務部）推進本部